監理団体の業務の運営に関する規程

外国人雇用支援事業協同組合 (旧: JHRB 事業協同組合)

(目的)

第1条 この規程は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律及びその関係法令(以下「技能実習関係法令」という。)に基づいて、本事業所において 監理 事業を行うに当たって必要な事項について、規程として定めるものである。

(求人)

- 第2条 本事業所は、(取扱職種の範囲等)の技能実習に関するものに限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理する。 ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合、その申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当であると認める場合、又は団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示をしない場合は、その申込みを受理しない。
 - 2 求人の申込みは、団体監理型実習実施者等(団体監理型実習実施者又は団体監理型実習 実施者になろうとする者をいう。以下同じ。)又はその代理人が直接来所し、所定の求人 票により申し込みするものとし、直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又 は電子メールでの申し込みも受理するものとする。
 - 3 求人申込みの際には、業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ 書面 の交付又は電子メールの使用により明示するものとする。ただし、紹介の実施について 緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができ ないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示する ものとする。
 - 4 求人受付の際には、監理費(職業紹介費)を、別表の監理費表に基づき申し受けるものとする。いったん申し受けた手数料は、紹介の成否にかかわらず返金しない。

(求職)

- 第3条 本事業所は、(取扱職種の範囲等)の技能実習に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理する。 ただし、その申込みの内容が法令に違反するときは、これを受理しない。
 - 2 求職申込みは、団体監理型技能実習生等(団体監理型技能実習生又は団体監理型技能実習生になろうとする者をいう。以下同じ。)又はその代理人(外国の送出機関から求職の申込みの取次ぎを受けるときは、外国の送出機関)から、所定の求職票により申し込むものとし、直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでの申し込みも受理するものとする。

(技能実習に関する職業紹介)

第4条 団体監理型技能実習生等の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の 趣旨を踏まえ、その希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力世話 をすることとする。

- 2 団体監理型実習実施者等の方には、その希望に適合する団体監理型技能実習生等を極力世話することとする。
- 3 技能実習職業紹介に際しては、団体監理型技能実習生等の方に、技能実習に関する職業紹介において、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示する。ただし、技能実習に関する職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行うものとする。
- 4 団体監理型技能実習生等の方を団体監理型実習実施者等に紹介する場合には、紹介状を 発行する。その紹介状を持参して団体監理型実習実施者等との面接を行うこととする。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって技能実習に関する職業紹介の 労をとるものとする。
- 6 本事業所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は団体監理型実習実施者等に、技能実習に関する職業紹介を行わないものとする。
- 7 就職が決定したら求人者から監理費(職業紹介費)を、別表の監理費表に基づき申し受けるものとする。

(団体監理型技能実習の実施に関する監理)

- 第5条 団体監理型実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているか等、監理責任者の 指揮の下、主務省令第52条第1号イからホまでに定める方法(団体監理型技能実習生 が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切 な方法)によって3か月に1回以上の頻度で監査を行うほか、実習認定の取消し事由に 該当する疑いがあると認めたときは、直ちに監査を行う。
 - 2 第1号団体監理型技能実習に係る実習監理にあっては、監理責任者の指揮の下、1か月 に1回以上の頻度で、団体監理型実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能実習を 行わせているかについて実地による確認(団体監理型技能実習生が従事する業務の性質 上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法による確認)を 行うとともに、団体監理型実習実施者に対し必要な指導を行う。
 - 3 技能実習を労働力の需給の調整の手段と誤認させるような方法で、団体監理型実習実施者等の勧誘又は監理事業の紹介は行わない。
 - 4 第一号団体監理型技能実習にあっては、認定計画に従って入国後講習を実施し、かつ、入国後講習の期間中は、団体監理型技能実習生を業務に従事させない。
 - 5 技能実習計画作成の指導に当たって、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体監理型技能実習生の宿泊施設を実地に確認するほか、主務省令第52条第8号イからハに規定する観点から指導を行う。
 - 6 技能実習生の帰国旅費(第3号技能実習の開始前の一時帰国を含む。)を負担するととも に技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じる。
 - 7 団体監理型技能実習生との間で認定計画と反する内容の取決めはしない。
 - 8 実習監理を行っている団体監理型技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生への助言、指導その他の必要な措置を講ずる。
 - 9 本事業所内に監理団体の許可証を備え付けるとともに、本事業所内の一般の閲覧に便利な

場所に、本規程を掲示する。

- 10 技能実習の実施が困難となった場合には、技能実習生が引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、他の監理団体等との連絡調整等を行う。
- 11 上記のほか、技能実習関係法令に従って業務を実施する。

(監理責任者)

- 第6条 本事業所の監理責任者は、黄 韶華 とする。
 - 2 監理責任者は、以下に関する事項を統括管理する。
 - (1) 団体監理型技能実習生の受入れの準備
 - (2) 団体監理型技能実習生の技能等の修得等に関する団体監理型実習実施者への指導及び助言並びに団体監理型実習実施者との連絡調整
 - (3) 団体監理型技能実習生の保護
 - (4) 団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の管理
 - (5) 団体監理型技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関し、技能実習責任者との連絡調整に関すること
 - (6) 国及び地方公共団体の機関、機構その他関係機関との連絡調整

(監理費の徴収)

- 第7条 監理費は、団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収する。
 - 2 監理費(職業紹介費)は、団体監理型実習実施者等から求人の申込みを受理した時以降に 当該団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受ける。その額は、団体 監理型実習実施者等と団体監理型技能実習生等との間における雇用関係の成立のあっせ んに係る事務に要する費用(募集及び選抜に要する人件費、交通費、外国の送出機関へ支 払う費用その他の実費に限る。)の額を超えない額とする。
 - 3 監理費(講習費)は、入国前講習に要する費用にあっては入国前講習の開始日以降に、入 国後講習に要する費用にあっては入国後講習の開始日以降に、団体監理型実習実施者等か ら、別表の監理費表に基づき申し受ける。その額は、監理団体が実施する入国前講習及び 入国後講習に要する費用(監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳人への謝金、 教材費、第一号団体監理型技能実習生に支給する手当その他の実費に限る。)の額を超え ない額とする。
 - 4 監理費(監査指導費)は、団体監理型技能実習生が団体監理型実習実施者の事業所において業務に従事し始めた時以降一定期間ごとに当該団体監理型実習実施者から、別表の監理費表に基づき申し受ける。その額は、団体監理型技能実習の実施に関する監理に要する費用(団体監理型実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費その他の実費に限る。)の額を超えない額とする。
 - 5 監理費(その他諸経費)は、当該費用が必要となった時以降に団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受ける。その額は、その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用(実費に限る。)の額を超えない額とする。

(その他)

第8条 本事業所は、国及び地方公共団体の機関であって技能実習に関する事務を所掌するもの、 外国人技能実習機構その他関係機関と連携を図りつつ、当該事業に係る団体監理型実習実 施者等又は団体監理型技能実習生等からの苦情があった場合には、迅速に、適切に対応する。

- 2 雇用関係が成立したら、団体監理型実習実施者等、団体監理型技能実習生等の両方から本事業所に対して、その報告をするものとする。また、技能実習に関する職業紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様に報告をするものとする。
- 3 本事業所は、団体監理型技能実習生等の方又は団体監理型実習実施者等から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱うものとする。
- 4 本事業所は、団体監理型技能実習生等又は団体監理型実習実施者等に対し、その申込みの 受理、面接、指導、技能実習に関する職業紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性 別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的 な取扱いは一切行わない。
- 5 本事業所の取扱職種の範囲等は、別表1に定める職種、求職者の取扱い地域は別表2に定める送出し国及び国内で、求人者は本事業所の組合員に限る。
- 6 本事業所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであるが、本事業所の業務は、全て 技能実習関係法令に基づいて運営する。

別表1

取扱職種表

一般貨物自動車運送業
こん包業
電気機械器具修理業
ビルメンテナンス業
自動車整備業
機械器具小売業
老人福祉・介護事業
建具製造業

別表2

送出し国一覧表

ベトナム社会主義共和国

附 則

- この規程は、平成29年10月1日から施行する。
- この規程は、令和1年12月25日より改定する(第8条)。
- この規程は、令和2年2月19日より改定する。(第8条)

監理費表(外国人技能実習生の監理事業)

監理団体名:外国人雇用支援事業協同組合(旧:JHRB事業協同組合)所在 地:東京都千代田区神田猿楽町二丁目 4-2-102・202 号責任者 役職・氏名 理事兼事務局長 黄 韶華

監理費の種類	監理費の種類	監理費 (技能実習生1人当たり)	備 考
職業紹介費	募集及び選抜に要する人件費、交通費	100,000 円	年間人件費·交通費÷技能実習生数
	送出機関との連絡・協議に要する費用	0 円	年間費用÷技能実習生数
	外国の送出機関へ支払う費用	60,000 円	協定書参照
	実習実施者との連絡・協議に要する費用	0 円	年間費用÷技能実習生数
講習費	施設使用料	0円	施設使用料÷受講者数
	講師謝金	0 円	講師謝金÷受講者数
	通訳謝金	0 円	通訳謝金÷受講者数
	教材費	0 円	実費
	講習手当	60,000 円	実費
監査指導費	監査に要する人件費	30,000 円	年間人件費÷技能実習生数
	監査に要する交通費	10,000 円	年間交通費÷技能実習生数
	訪問指導費	82,000 円	
その他諸経費	技能実習生渡航に要する費用	0 円	実費
	相談・支援に要する費用	0円	実費
	人件費・事務諸経費	0円	年間人件費·事務諸経費÷技能実習生数
<u>合 計</u>		342,000 円	

[※] 金額については例示であり、費用については適切に精算し実費を徴収します。

個人情報適正管理規程

外国人雇用支援事業協同組合 (旧:JHRB事業協同組合)

(目的)

- 第1条 この規程は、技能実習生等の個人情報の収集、保管、及び使用を適正に管理し、もって 秘密の保持を厳守させることを目的とする。
 - 2 当個人情報適正管理規程は「監理団体が労働条件等の明示、団体監理型実習実施者等及 び団体監理型技能実習生等の個人情報の取扱いに関して適切に対処するための指針」(平 成29年4月7日法務省・厚生労働省告示第2号)に基づく。

(個人情報を取り扱う職員の範囲)

第2条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、当組合の役職員及び講師(外部講師を含む)とする。個人情報取扱責任者は 監理責任者 黄 韶華 とする。

(個人情報を取り扱う職員への教育・指導)

第3条 監理責任者は、個人情報を取り扱う前条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、監理責任者は、個人情報取扱いに関する知識の修得・維持に努めるものとする。

(個人情報の開示等)

第4条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人からの情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正(削除を含む。以下同じ。)の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、監理責任者は技能実習生等への周知に努めることとする。

(個人情報に関する苦情処理)

第5条 技能実習生等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申し出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は 監理責任者 川井 悠司 とする。

附則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。